

施設使用料の減免ガイドライン

愛知県 東浦町

2025年2月 第2版

改正履歴

版数	改正日	改正内容
第1版		初版
第2版	2025年2月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・団体の総会、定例会についても、公益的な事業に係る内容の催しであれば、減免できるため、条文を改める。(6(1)) ・単位団体の活動も減免できるよう改正(6(2)) ・団体の代表者名及び減免実績を町ホームページで公開するよう改正(7)

1 ガイドラインの作成の目的

本町では、2024年7月に策定した使用料、手数料見直し基準の中で、減免に対する基本的な考え方を整理したところですが、町内各施設での実際の運用に際して、統一的な減免適用の可否や減額率を判断する指針として本ガイドラインを定めるものです。

2 基本的な考え方

地方公共団体が設ける施設は、住民の福祉を増進する目的をもって建設されたものであるため、多くの住民を巻き込んだ公益的な事業を行う際の施設利用に対しては、積極的に減免を行います。また、今まで明確に減免の対象としていなかった高齢者や子どもに対する減免について、本ガイドラインで規定し、経済的な負担を軽減するとともに、居場所づくりのための利用の促進を図ります。

一方で、減免を行った施設利用に対する費用は、公費で補うこととなるため、減免の実施は、適用の透明性を図り、また、適用を限定する必要もあります。

従って、本ガイドラインや減免する団体を公表するとともに、本ガイドラインでは判断できない減免申請に対しては、町長決裁により、減免適用の可否を慎重に判断するものとします。

3 対象範囲

見直し基準で対象範囲となった施設の使用料を対象とします。

ただし、国等の基準により別に算定方法が定められている施設は除きます。

(例)保育料(世帯の所得の状況、その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として、定められるため。)

4 減免基準の適用の具体的な考え方

(1) 団体利用の場合

(ア)町または町の機関が行政目的のために利用する場合

(イ)指定管理者が、町からの受託事業を実施するために利用する場合

(ウ)町又は町の機関が構成員となっている研究会、連絡会、協議会等がその設置目的のために利用する場合

(エ)国、愛知県の機関、町の加入する一部事務組合又は広域連合等が行政目的のために利用する場合

(オ)町立小中学校が教育目的のために利用する場合

(カ)公共的団体、社会教育関係団体、その他町が認めた団体が、行政と協働による活動を行う場合又は独自に地域の活性化、健康増進、その他公益的な事業を行う場合

(減免率)

100%減免とします。

(2) 町内在住者等(※)の個人利用の場合 ((1)に該当しない団体、小グループを含む。)

(ア)障害者基本法第 24 条により減免措置を講じる場合

(イ)生活保護法の規定に基づき扶助を受けている場合

(ウ)65才以上の高齢者が利用する場合

(エ)中学生以下の子どもが指導者等の引率によりグループで利用する場合

(オ)中学生以下の子どもが個人で利用する場合

(減免率)

(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)については、50%減免、(オ)については、100%減免とします。

(※)町内在住者等とは、各条例が定める、割増料金としない通常の使用料を徴収する範囲とします。

5 空調利用に対する減免

減免適用されない施設利用の場合において、愛知県に熱中症警戒アラート又は熱中症特別警戒アラートが発表された日は、終日、空調利用料金を 50%減免とします。

なお、4(2)(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)にも該当する場合は、75%減免とします。

6 具体的な考え方

(1)団体利用における公益的な事業とは、自由に参加できるイベントや町の PR を目的として実施する事業であり、他の町民へ直接好影響(公益性)が波及する事業とします。

従って、団体の親睦会等、公益的な事業に関係がない団体内部の催しは、減免しません。

(2)単位団体(4(1)カで減免を認めた団体に属する下部団体)の定期活動、練習なども町が認めた団体として登録した上で減免できるものとします。

(3)町又は町教育委員会が名義後援を許可したことを理由に減免を行いません。減免が必要と思われる場合は、別途、町長の決裁を受けるものとします。

(4)営利目的の利用は、減免しません。

なお、営利の判断基準や確認方法は、次のとおりです。

ア 経済的な利益のための物販、受講料を徴収する教室等を提供する活動を営利目的利用とします。また、直接の金銭的対価がない活動であっても、営利企業が行う商談、展示会なども営利目的利用として判断します。

イ 金銭の授受があつたとしても実費弁償である場合、経済的な利益目的ではないので、営利目的利用ではありません。

ウ 営利目的利用かどうかの判断は、施設の利用申請の都度、確認します。場合によっては、収支計画書などを提出してもらい、営利、非営利の判断をします。

- (5)「4 減免基準の適用の具体的な考え方」に適用する団体、個人からの減免申請であっても、減免の趣旨に沿わない場合、減免することにより、著しい不公平を招く場合、施設運営上での混乱を招くおそれがある場合などは、減免しません。
- (6)ガイドラインにより判断できない減免申請で、政策的に減免することが適切と思われるものは、町長の決裁(財政担当課合議)を受けた上で、使用料を減免することができます。

7 公表

本ガイドライン及び4(1)カで減免を認めた団体名及び団体の代表者名並びに減免実績を町ホームページで公開し、減免適用の透明性を図ります。